

## 口腔機能向上プログラムに関する基準

### 1 事業内容

摂食・嚥下機能訓練、口腔清掃の自立支援等を実施し、口腔機能を向上させるための支援を行う。

### 2 実施内容

ケアプランで設定された目標を踏まえ、以下の内容を実施する。

#### (1) 事前アセスメント

参加者の口腔機能の状態の把握・評価を行う。

#### (2) 個別サービス計画の作成

事前アセスメント結果を踏まえ、個別の対象者ごとのプログラム内容、実施期間、実施回数等を記載した個別サービス計画書を作成する。

#### (3) プログラムの実施

事業の内容は、概ね以下の内容を含むものとし、参加者の状態等に応じて、柔軟に対応するものとする。また、参加者が、在宅においても口腔清掃や日常的にできる口腔機能の向上のための訓練を実施することができるよう適宜指導を行うこととする。

ア 口腔清掃

イ 咀嚼機能訓練

ウ 構音・発声訓練

エ 嚥下機能訓練

オ 呼吸法に関する訓練

カ 食事環境についての指導 等

#### (4) 事後アセスメント

プログラム終了後に、目標達成度、口腔機能の状態等を評価する。

#### (5) 地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所への報告

目標の達成状況やその後の支援方法について評価票に記載し、ケアプランを作成した地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所に提出する。

### 3 実施担当者

専門的指導は専門的知識と技術を兼ね備えた歯科衛生士、保健師、看護職員、言語聴覚士等が実施する。

### 4 留意事項

事業の実施に当たっては、2の(1)から(5)までのプロセスを踏んだ上で実施すること。